【作成例（保育所・幼稚園）】

Ｒ元年12月版

**【「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参考にしてください】**

* 避難確保計画を作成後、市町村へ報告が必要です。

土砂災害に関する避難確保計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【名称： |  | 】 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 作成 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称・代表者）　　　　　　　　　　㊞

○○所（園）

土砂災害に関する避難確保計画

１［目的］

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、○○所（園）近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、○○所（園）に勤務する職員（以下「職員」という）および園児または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２［防災体制に関する事項］

(1)［各班の任務と組織］

1. 各班の任務
2. 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

1. 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

1. 避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、園児等を安全な場所へ避難誘導する。

1. 組織図

施設総括　施設管理者〔所（園）長　○○ ○○〕

指揮班

班長：（役職）　○○ ○○

班員１：（役職）○○ ○○

班員２：

班員３：

情報収集班

班長：（役職）○○ ○○

班員：（役職）○○ ○○

班員２：

班員３：

避難誘導班

班長：（役職）○○ ○○

班員：（役職）○○ ○○

班員２：

班員３：

図-１　職員の役割分担

1. 防災体制（参集基準）

表１　参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判断基準 | 主な業務内容 | 対応者 |
| 参集準備 | ・台風接近が予想される場合・大雨警報が発表された場合 | ・気象情報等の情報収集 | ・情報収集班職員 |
| 応援当番職員参集 | ・避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集・避難準備、避難誘導 | ・防災当番職員 |
| 全職員参集 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合・避難勧告が発令された場合 | ・気象情報等の情報収集・関係行政機関等への連絡・通報・避難誘導 | ・職員全員 |

1. 連絡網

市町村役場

情報収集班

指揮班

市町村教育委員会情報収集班

消防署

警察署

避難誘導班

職　員

保護者

図-２　緊急連絡網

1. 関係機関緊急連絡先

表２　関係機関緊急時連絡先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | FAX番号 | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | 備考 |
| 行政機関 | ○○市役所○○課（施設担当） |  |  |  |  |
| ○○市役所総務課（防災担当） |  |  |  |  |
| ○○消防署○○分署 |  |  |  |  |
| ○○警察署○○駐在所（交番） |  |  |  |  |
| 協力機関 | ○○病院 |  |  |  |  |
| ライフライン | 電気 | 九州電力○○営業所 |  |  |  |  |
| ガス | ○○会社 |  |  |  |  |
| 水道 | ○○市水道局 |  |  |  |  |
| 通信 | NTT西日本○○営業所 |  |  |  |  |

(2)［事前対策］

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は各職員の役割分担を再確認する。

　*※休園の判断基準・対策についてあらかじめ確認しておく。*

(3)［情報収集及び伝達］

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所役場・消防署等へ通報する。

表３　主な情報及び収集方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 職員共有方法 |
| 気象情報 | 市町村役場・教育委員会、テレビ・インターネット・ラジオ・登録制メール　等 | LINE・メール等 |
| 土砂災害警戒情報土砂災害危険度情報 | 市町村役場・教育委員会、テレビ・インターネット・ラジオ・登録制メール・緊急速報メール　等 | LINE・メール等 |
| 避難勧告等・避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示等 | 市町村役場・教育委員会、テレビ・インターネット・ラジオ・登録制メール・緊急速報メール　等 | LINE・メール等 |

表４　情報伝達の内容・連絡先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | 電話、FAX | 市町村役場、消防 等 |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話、FAX | 市町村役場、消防 等 |
| 避難準備等について | 避難誘導班 | 館内放送口頭 | 園児 |
| 電話、FAX | 市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防 等 |
| 避難開始等について | 避難誘導班 | 館内放送口頭 | 園児 |
| FAX | 市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防 等 |

３［避難誘導に関する事項］

1. 避難誘導等
	1. 「○○指定緊急避難場所」へ避難誘導する。
	2. 指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の「待避場所○○」に待避する。
	3. 立ち退き避難が危険な場合は、施設内の「○○室」へ避難誘導する。
2. 避難基準
3. 市役所等からの情報に基づく判断：【警戒レベル３】避難準備

表５　警戒レベルによる行動

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警戒レベル | とるべき行動 | 行動を判断する情報 |
| レベル５ | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。 | 災害発生 |
| レベル４ | 【全員避難】・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 | 【市町村】避難勧告避難指示（緊急）※※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 |
| レベル３ | 【高齢者等避難】避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 【市町村】避難準備・高齢者等避難開始 |
| レベル２ | ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。 | 【気象庁】注意報 |
| レベル１ | 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。 | 【気象庁】警報級の可能性 |

1. 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市町村役場等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、園内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

＜土砂災害の前兆現象＞

・ がけの表面に水が流れ出す。　　・がけから水が噴き出す。

・ 小石がパラパラと落ちる。　　　・がけからの水が濁りだす。

・ がけの樹木が傾く。　　　　　　・樹木の根の切れる音がする。

・ 樹木の倒れる音がする。　　　　・がけに割れ目が見える。

・ 斜面がふくらみだす。　　　　　・地鳴りがする。

1. 避難方法
2. 「○○指定緊急避難場所」へ避難の場合（車両）

・(1)車両○○（定員○名）　○○往復（累計　利用者○○名、職員○○名）

・(2)車両○○（定員○名）　○○往復（累計　利用者○○名、職員○○名）

・(3)車両○○（定員○名）　○○往復（累計　利用者○○名、職員○○名）

・(4)車両○○（定員○名）　○○往復（累計　利用者○○名、職員○○名）

　　　　　・避難誘導班は、未避難者の有無を確認する。

　　　　　・「○○指定緊急避難場所」で必要なもの（持参するもの）を確認する。

1. 園（所）内避難の場合

・園の「○○室（建物の２階以上または山側（斜面）の反対にある部屋等）」へ徒歩で避難する。

・避難誘導班は、未避難者の有無を確認する。

1. 避難経路
	1. 指定緊急避難場所へ避難の場合

・「○○指定緊急避難場所」への避難経路は、別添避難経路図１のとおり。

* 1. 園内避難の場合

・園内の避難経路は、別添避難経路図２のとおり。

※①または②により避難した後、園児の保護者等に連絡を行う。

1. 園周辺や避難経路の点検
	1. 園周辺の点検

・「○○指定緊急避難場所」に移動する際、園敷内の樹木や支障物が無いか点検　　を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

・園内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・「○○指定緊急避難場所」までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して

移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員に情報を共有する。

1. 避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を園内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、職員、園児等に周知する。

４［避難の確保を図るための施設の整備に関する事項］

* 1. 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
	2. 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する設備及び資器材として、表○に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表６　避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー（※あらかじめ必要な資器材等を確認しておく。） |
| 避難誘導 | 名簿（園児、職員等）、案内旗、タブレット、携帯電話、携帯電話充電器・バッテリー、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、ライフジャケット、蛍光・蓄光シール等、車いす、担架、紙おむつ、常備薬施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具（※あらかじめ必要な資器材等を確認しておく。） |

５［防災教育及び訓練の実施に関する事項］

1)防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

研修は、避難訓練と合わせて実施することを基本とする。

主な研修内容は以下のとおり。

1. 土砂災害警戒区域等の把握、土砂災害の特徴について
2. 情報収集及び伝達体制
3. 避難判断・誘導
4. 本避難確保計画の周知

2) 避難訓練

全職員（利用者を含む）を対象に、土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

1. 訓練内容の把握
2. 情報収集及び伝達訓練
3. 避難判断訓練
4. 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

3）防災教育および避難訓練の実施時期

1. 全職員を対象とした防災教育および避難訓練は、年に１回程度、出水期前（6月まで）に実施する。
2. 新規採用職員の防災教育および避難訓練は上記訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は随時実施する。

|  |
| --- |
|  |

避難経路図１（避難場所）

|  |
| --- |
|  |

避難経路図２（施設内避難）



【園内掲示用　避難確保計画イメージ】